

## 山形市セーフティネット住宅登録事務処理要領

第1条 この要領は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第8条から第15条までの規定に基づき、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（以下「セーフティネット住宅」という。）事業の登録事務等を行うために必要な事項を定めるものとする。

（申請書の受付）

第2条 まちづくり政策部住宅政策課長（以下「住宅政策課長」という。）は、法第9条第1項に規定する申請書及び第2項に規定する書類（以下単に「申請書」という。）の提出があった場合は、別表第1により提出すべき書類の有無について確認し、確認の結果、提出すべき書類が不足している場合は、申請者に不足している書類の提出を指示するものとする。

2 住宅政策課長は、前項の規定による確認又は指示に基づき、申請書に不備がないと判断したときは、申請書を受け付けるものとする。

（申請書の審査及び登録）

第3条 住宅政策課長は、前条第2項の規定により申請書を受け付けたときは、別表第2によりその内容を審査する。

2 前項の審査の結果、申請書の内容に不備がある場合又は法第10条第1項に規定する登録基準に適合していることが確認できない場合その他必要があると認められる場合は、申請者に対し、申請書の是正又は追加の書類提出を指示するものとする。

3 住宅政策課長は、申請者初めて山形市内に所在する住宅について申請する場合は、法第11条に規定する暴力団員等であるか否か、山形県警察本部の暴力団排除措置の対象となる事務又は事業の運用を担当する課等の長に対し、照会し確認する。

4 住宅政策課長は、第1項の審査又は前項の指示の結果、申請された住宅が法第10条第1項に定める登録基準に適合していると認められる場合は、法第11条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、その登録を行う。

（登録の通知）

第4条 住宅政策課長は、前条第3項の登録をしたときは、登録通知書（別記様式）をもって申請者に通知する。

（登録簿の作成及び閲覧）

第5条 住宅政策課長は、登録、変更の登録又は抹消したセーフティネット住宅について、登録申請書の写しと間取り図をもって登録簿を随時作成する。なお、申請者の個人情報を除くものとする。

（その他）

第6条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

## 別表第1（第2条関係）

## セーフティネット住宅登録事務チェックリスト(形式審査)

No.	図書	点検項目	備考	確認
1	委任状	・住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(セーフティネット住宅)事業登録申請に関する委任	様式は任意 住所、氏名等	<input type="checkbox"/>
2	申請書	・「セーフティネット住宅情報提供システム」*1のホームページ上で作成		<input type="checkbox"/>
3	間取り図	・面積（畳数など）や設備の概要が分かるもの		<input type="checkbox"/>
4	誓約書1	・登録を受けようとする者並びに建物の転貸借が行われている場合の当該建物の所有者及び転貸人が欠格要件に該当しないこと。 ・登録を受けようとする住宅が消防法、建築基準法等に違反しないこと。 ・申請内容が国の基本方針及び山形県賃貸住宅供給促進計画に照らして適切であること。	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について（平成30年7月10日。国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知）別紙1に定める誓約書	<input type="checkbox"/>
5	誓約書2	・登録を受けようとする者が未成年である場合において、その法定代理人が欠格要件に該当しないこと。	必要に応じて提出	<input type="checkbox"/>
6	検査済証等*2	申請書記載の竣工年月が以下のいずれかに該当する場合又は申請書に竣工年月の記載がない場合に必要 1～3階建てで竣工年月が昭和57年5月以前 4～9階建てで竣工年月が昭和58年5月以前 10～20階建てで竣工年月が昭和60年5月以前 21階建て以上		<input type="checkbox"/>
7	耐震診断報告書等*3	上記により検査済証等の提出が必要な場合であって、かつ、昭和56年5月31日以前に新築の工事に着工している場合		<input type="checkbox"/>

## 【補 足】

- \*1 : <https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php> (セーフティネット住宅情報提供システムHP)
- \*2 : 建築確認済証・検査済証の交付を受けていない建築物（建築当時に都市計画区域外にあった木造2階建ての一戸建て住宅等）については、建築工事請負契約書、登記事項証明書等の着工日が確認、推測できる書類等
- \*3 : 耐震改修促進法に基づく耐震診断結果報告書、品確法に基づく建設住宅性能証明書、瑕疵担保履行法に基づく保険契約が締結されていることを証する書類等
  - ・耐震改修工事が必要な場合は、耐震改修実施後の計画をもって登録申請できる。
  - ・セーフティネット住宅改修事業費補助金の交付申請を伴うシェアハウス等への改修工事が必要な住宅は、当該補助金対象住宅改修の計画をもって登録申請できる。

## 別表第2（第3条関係）

## セーフティネット住宅登録事務チェックリスト(内容審査) 【一般住宅】

No.	図書	点検項目	備考	確認
1	申請書	床面積が25㎡以上あること。		<input type="checkbox"/>
2	申請書	耐震性を有すること。		<input type="checkbox"/>
3	間取り図	便所、台所、浴室又はシャワー室、収納設備があること。		<input type="checkbox"/>
4	申請書	家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと。		<input type="checkbox"/>
5	申請書	基本方針や供給促進計画に照らして適切であること。		<input type="checkbox"/>
6	申請書、 間取り図	建築基準法に基づく命令を受けていないことの照会	必要がある場合	<input type="checkbox"/>
7	申請書、 間取り図	消防法に基づく命令を受けていないことの照会	必要がある場合	<input type="checkbox"/>
8	申請書	暴力団員等でないことの照会	初めて申請する 者の場合	<input type="checkbox"/>
9	申請書	web 登録状況確認		<input type="checkbox"/>



## セーフティネット住宅登録事務チェックリスト(内容審査) 【共同居住型住宅】

No.	図書	点検項目	備考	確認
1	添付書類	住宅全体の面積が、 $15\text{ m}^2 \times N + 10\text{ m}^2$ 以上であること。	N：居住人数 $N \geq 2$	<input type="checkbox"/>
2	添付書類	1人の専用面積が9㎡以上であること(造り付け収納の面積を含む。)		<input type="checkbox"/>
3	添付書類	共用空間に、居間、台所、食堂、便所、浴室又はシャワー室、洗面所、洗濯室を設けること。		<input type="checkbox"/>
4	添付書類	便所、浴室又はシャワー室、洗面所を居住人数概ね5人につき1箇所割合で設けること。		<input type="checkbox"/>

別記様式（第4条関係）

第 号  
年 月 日

登 録 通 知 書

様

山形市長 印

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づき申請のあった下記の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業については、同法第10条第1項の規定に基づき登録しましたので、同条第3項の規定により通知します。

記

- 1 申請者の住所
- 2 申請年月日
- 3 登録年月日
- 4 登録番号
- 5 登録した住宅の名称
- 6 登録した住宅の位置
- 7 登録した住宅の戸数